

令和 8 年 第6回

当別町教育委員会定例会議事録

当別町教育委員会

令和 8 年 第 6 回 当別町教育委員会定例会 議事録

日時 令和 8 年 5 月 2 7 日（水） 午後 2 時 0 0 分

場所 当別町役場 3 階中会議室

出席者 三澤教育長、武岡教育長職務代理者、小林委員、大畑委員、瀬戸委員

出席職員 長谷川教育部長、高田学校教育課長、川田学校教育課参事、村上社会教育課長、山岸総務係長、佐藤主任

傍聴者 なし

【開会宣言】 教育長	ただいま、委員全員が出席しておりますので、これより令和 8 年第 6 回当別町教育委員会定例会を開催いたします。
【傍聴確認】 教育長	傍聴の方はいらっしゃいますか。 （「いません」の声） 傍聴がおりませんので、早速議事に入らせていただきます。
【議事日程】 教育長	日程につきましては、各委員に配付しております日程表に基づきまして議事に入ります。
【日程第 1】 教育長	日程第 1、報告第 1 号、臨時代理の報告について、当別町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則制定について、事務局より説明をお願いします。
教育部長	それでは報告第 1 号臨時代理の報告について、1 ページから 2 ページになります。当別町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について臨時代理したので、これを報告するものでございます。 改正内容はこれまで校長先生や教頭先生が町内に居住される場合には、借り上げた住宅・賃貸アパート等をその都度、地番ですとか規則で指差し規定をして別表に追加する改正を行い教職員住宅を定めることとしておりました。 今後は教育長が別に定め、本表、別表を削除するものとして運営を図っていくべく、4 月 1 日付で規則の改正を行ったものでございます。 前回委員会の中で若干ご説明をさせていただきましたが、当該改正のきっかけとなりました、年度途中からの居住に関する事案につきましては 4 月 2 4 日付をもちまして、教育長決裁により教員住宅として定めをさせていただき適宜運用を図っているところでございます。 以上、報告の一部の説明といたします。
教育長	ただいまの報告につきまして、事務局から説明をさせていただきました。ご質問ございませんでしょうか。 （「ありません」の声） ないようでございますので、以上、報告を終了とさせていただきます。
【日程第 2】 教育長	次に、日程第 2、報告第 2 号、当別町教育支援委員会委員の解職について事務局より説明をお願いいたします。
教育部長	それでは、報告第 2 号臨時代理の報告について、3 ページから 4 ページで

	ざいます。 当別町教育支援委員会委員の解職について臨時代理したので、これを報告するものでございます。 解職の理由につきましては、教職員の業務担当の変更に伴いまして、令和8年4月23日付で解職をさせていただきました。 以上、報告第2号の説明といたします。
教育長	ただいま、説明がありました。 ただいまの報告につきましてご質問ございませんでしょうか。 (「ありません」の声) ないようでございますので、以上で本件を終了といたします。
【日程第3】 教育長	次に、日程第3、報告第3号、臨時代理の報告について、当別町いじめ問題調査委員会委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。
教育部長	それでは、報告の第3号臨時代理の報告について、5ページから6ページで ございます。 当別町いじめ問題調査委員会委員の委嘱について臨時代理したので、これを報告するものでございます。 本年4月30日をもって当別町いじめ問題調査委員会委員の任期が満了となりましたので、委員全員を再任すべく、当別町いじめ問題調査委員会条例第3条及び第4条の規定に基づき委嘱をしたものでございます。 任期につきましては、令和8年5月1日から令和10年4月30日までとなります。 以上、報告第3号の説明といたします。
教育長	ただいまの報告についてご質問ございませんでしょうか。
武岡教育長職務 代理者	縄野弁護士さんというのは、町の顧問弁護士さんと兼ねておられるのでしょうか。
社会教育課長	町の顧問弁護士は別におりますので、あくまで第三者という立場の弁護士さんとして委嘱しているところでございます。
教育長	他にございませんか。 暫時、休憩をさせていただきます。 再開いたします。 他にございませんでしょうか。 (「ありません」の声) それでは、以上で本件を終了といたします。
【日程第4・5】 教育長	次に、日程第4、報告第4号、臨時代理の報告について、当別町立西当別小学校・西当別中学校区域学校運営協議会委員の解職について、及び日程第5、報告第5号、臨時代理の報告について、当別町立西当別小学校・西当別中学校区域学校運営協議会委員の委嘱について関連がございますので、事務局より一括して説明をお願いいたします。

教育部長	それでは関連がございますので、報告第４号及び第５号臨時代理の報告につきまして議案で申しますと、７ページから１０ページまで一括でご説明を申し上げます。 当別町立西当別小学校・西当別中学校区域学校運営協議会委員について、これはあて職となるＰＴＡ会長さんの交代に伴いまして、４月３０日付の解職及び５月１日付の委嘱につきまして臨時代理をさせていただきましたので、これを報告するものでございます。 新規委員の任期につきましては全員の残任期間となる令和９年４月３０日まで。新旧委員の対照表につきましては別冊の資料１ページをご覧ください。 以上、報告第４号及び第５号の説明といたします。
教育長	ただいまの説明についてご質問ございませんでしょうか。 （「ありません」の声） ないようでございますので、以上で報告第４号、報告第５号については終了とさせていただきます。
【日程第６】 教育長	次に、日程第６、議案第１号、当別町教育支援委員会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。
教育部長	それでは議案の第１号、当別町教育支援委員会委員の委嘱につきまして１１ページになります。 教職員の異動などの欠員事項が生じたことから、当別町教育支援委員会規則第４条及び第６条の規定に基づき委員４名を委嘱するため、委員会の議決を得ようとするものでございます。 任期につきましては前委員の残任期間となります令和９年４月３０日まで。新旧委員の対照表につきましては別冊資料２ページをご高覧願います。 以上、議案第１号の説明といたします。
教育長	ただいま、提案の説明がありました。質疑を求めます。質疑ございませんでしょうか。 （「ありません」の声） それでは、ないようでございますので、議案第１号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 それでは議案第１号は原案のとおり決定いたします。
【日程第７】 教育長	次に、日程第７、協議第１号、令和８年度６月補正予算について事務局より説明をお願いします。
教育部長	それでは協議第１号、令和８年度６月補正予算につきまして１２ページから１３ページになります。 令和８年度６月議会定例会に提出する議案の内容につきまして委員会の協議を求めるもので、詳細につきましては各担当課長よりご説明を申し上げますがこの度の町議会は６月１２日金曜日から１週間の日程を予定しているところでございます。 この後、担当課長より内容につきましてご説明を申し上げます。

学校教育課長	それでは令和８年度の６月議会、学校教育分の案件について申し上げます。 議案については１２ページ、１３ページをご覧ください。 教育委員会委員報酬についてでございますが、令和８年３月の当別町議会において特別職の報酬等の改正がございまして、その改正に伴いまして教育委員の月額報酬が２,０００円引き上げられたことから、委員４名の１２ヶ月分に当てます９６,０００円をこの度補正するものであります。 学校教育課分は、以上です。
社会教育課長	引き続き社会教育課所管分の補正予算についてご説明いたします。 議案の順次１３ページとなります。 歳出１２款職員費、１項職員費、１目の職員費におきまして１５０万５０００円を補正増するものでございます。 令和８年度の教育委員会事務局の組織編成におきまして、社会教育課所属の再任用職員の配置が実現できなかったことから、社会教育課所管事務を執行するにあたり必要となる人員を確保するため、その代替として配置する会計年度任用職員、職名としては嘱託員となりますが、この任用職員に係る報酬等必要な経費を補正予算措置要求するものでございます。 社会教育課所管分については、以上でございます。 以上、協議第１号の説明といたします。
教育長	ただいま、提案の説明がありました。ご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。 （「ありません」の声） それでは、ないようでございますので、本件は提案のとおりとさせていただきますと存じます。
教育長	以上で、令和８年第６回当別町教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 午後２時１９分

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

当別町教育委員会 教 育 長

教育長職務代理者